

「野生山菜・野生きのこ」の出荷制限及び一部解除等の取扱い

令和7年 6月 9日現在
宮城県水産林政部林業振興課

県内の「野生山菜・野生きのこ」は東京電力福島第一原子力発電所事故による影響で、出荷制限・自粛要請を受けているものがあります。
正しい知識と理解の醸成により適切な出荷管理・流通対策を図り、消費者に放射性物質汚染のある食品が提供されないよう危機管理対応の徹底についてよろしくお願いいたします。

1. 出荷制限指示・自粛のない市町村から「野生山菜・野生きのこ」を採取・出荷・販売する際の注意事項

放射性物質濃度の安全確認として、自主検査を実施の上、食品の基準値以下（100Bq/kg）であることを確認し、出荷・販売すること。（※基準値超過の商品を出荷・販売するのは「食品衛生法違反」となります。）

2. 出荷制限指示の「品目」及び「該当市町村」

(1) **こしあぶら**：七ヶ宿町、大和町、気仙沼市、南三陸町 (2) **ぜんまい**：丸森町、大崎市、気仙沼市 (3) **わらび(野生)**：大崎市、加美町 (4) **野生きのこ**：村田町、川崎町(自粛)、仙台市、登米市、南三陸町、気仙沼市
上記の品目は**出荷してはいけません**。また、**譲渡**やインターネット上での**フリマサイト**や**オークションサイト**での**販売もしてはいけません**。

3. 出荷制限解除(一部解除含む)品目・市町村ごとの「検査・出荷管理方針」の対応一覧

解除区分	出荷制限解除市町村	出荷制限解除品目 (※旧市町村名は、個別解除区域がある場合に記載)	検査計画	出荷管理 (一般的共通事項)	販売管理・流通対策 (一般的共通事項)
(1) モニタリング結果、放射性物質低減が確認され出荷制限解除					
1	大崎市	たらのめ(野生)	1. 出荷前検査 【食品の基準値：100Bq/kg】 ・3検体以上 ・基準値以下であることを確認した上で出荷 【※特記事項】 ・丸森町のぜんまい(栽培)は1検体以上実施 2. 定期的検査(出荷期間中) ・週1回1検体 【※特記事項】 ・丸森町筆甫・大内のたけのこは毎週3検体 3. その他参考事項 ・丸森町のたけのこ(解除区分5)は、自主検査として全量の非破壊検査を行い、自主基準値以下のものを出荷 (自主基準値：65Bq/kg以下) 4. 県検査計画へ移行済みの市町村及び品目 ・左記の解除市町の青地記載の品目は、収穫段階または出荷初期の検査を要します。	1. 採取(生産)・出荷者管理台帳の整備 県及び該当市町村が共有し、採取(生産)者毎に整理の上、県が登録証を交付。 <input type="checkbox"/> (1) 登録内容を適切に記載し申請 ア 採取・生産の所在地 イ 出荷先(販売施設) ウ 出荷量 <input type="checkbox"/> (2) 登録証を受領し、出荷先へ提示する 注1：変更が生じた場合は届出を要します。 台帳更新し、県・該当市町村が共有 注2：登録出荷先以外への持込み禁止 <input type="checkbox"/> (3) 出荷品には「安全・安心」の取組を示すシール、又は検査済(丸森町たけのこ)シールを貼付する。 2. 栽培管理の指導(※「たけのこ」のみ該当) <input type="checkbox"/> 放射性物質濃度低減対策実施 伐竹やカリウム散布など	1. 出荷品の確認 <input type="checkbox"/> (1) 販売単位毎に、以下記載事項を確認 ア 品目 イ 採取地 ウ 採取者住所・氏名 <input type="checkbox"/> (2) 産地表示は、市町村単位であるか確認 ※ 解除区分7は地区単位まで明示が必要 2. 流通対策 <input type="checkbox"/> (1) 台帳登録者の出荷品持込みであるか ※ 出荷制限地域からの持込禁止品でないか <input type="checkbox"/> (2) 市町村名の表示のないものを扱わない <input type="checkbox"/> (3) 不適切な持込みが確認された場合は、販売所所在市町村に報告する。
2	白石市	たけのこ			
	大崎市	こごみ たけのこ(旧三本木)			
	栗原市	こごみ			
	気仙沼市	こごみ、たらのめ(野生)			
3	加美町	こごみ			
4	丸森町	ぜんまい(栽培)			
5	栗原市	たけのこ (旧築館、旧志波姫、旧高清水、旧瀬峰、旧若柳、旧一迫)			
6	丸森町	たけのこ (旧耕野、旧丸森、旧小斎、旧筆甫、旧大内)			
7	栗原市	野生たらのめ (旧築館、旧栗駒、旧高清水、旧一迫、旧瀬峰、旧金成、旧志波姫)			
(2) モニタリング結果、放射性物質低減が確認され地番単位で出荷制限解除					
7	栗原市	たけのこ (旧栗駒、旧鷺沢、旧金成、旧花山の対象区域)	4. 県検査計画へ移行済みの市町村及び品目 ・左記の解除市町の青地記載の品目は、収穫段階または出荷初期の検査を要します。	1. 採取・出荷者管理台帳の整備 県及び該当市町村が共有し、採取(生産)者毎に整理の上、県が登録証を交付。 <input type="checkbox"/> (1) 登録内容を適切に記載し申請 ア 採取地 イ 出荷先(販売施設) ウ 出荷量 <input type="checkbox"/> (2) 登録証を受領し、出荷先へ提示する 注1：変更が生じた場合は届出を要します。 台帳更新し、県・該当市町村が共有 注2：登録出荷先以外への持込み禁止 <input type="checkbox"/> (3) 出荷品には検査済シールを貼付する。	1. 出荷品の確認 <input type="checkbox"/> (1) 販売単位毎に、以下記載事項を確認 ア 品目 イ 採取地 ウ 採取者住所・氏名 エ 検査番号 オ 検査済シール <input type="checkbox"/> (2) 産地表示は、市町村単位であるか確認 2. 流通対策 <input type="checkbox"/> (1) 台帳登録者の出荷品持込みであるか ※ 出荷制限地域からの持込禁止品でないか <input type="checkbox"/> (2) 市町村名の表示のないものを扱わない <input type="checkbox"/> (3) 不適切な持込みが確認された場合は、販売所所在市町村に報告する。
(3) 非破壊式放射能測定装置での全量検査体制が整備され出荷制限一部解除					
8	丸森町	たけのこ (旧金山、旧館矢間、旧大張)	1. 出荷前検査 ・スクリーニング検査実施の3検体以上を精密検査(※非破壊検査測定値で基準値以下を確認。スクリーニングレベルは以下記載) ・まつたけ：50Bq/kg ・たけのこ：54Bq/kg ・こしあぶら：52Bq/kg ・なめこ：63Bq/kg ・ならたけ：71Bq/kg ・むきたけ：66Bq/kg ・スクリーニングレベル超過品は廃棄せず、精密検査実施 2. 定期的検査(出荷期間中) ・週1回程度スクリーニング検査実施の1検体について精密検査実施	1. 採取・出荷者管理台帳の整備 県及び該当市町村が共有し、採取(生産)者毎に整理の上、県が登録証を交付。 <input type="checkbox"/> (1) 登録内容を適切に記載し申請 ア 採取地 イ 出荷先(販売施設) ウ 出荷量 <input type="checkbox"/> (2) 登録証を受領し、出荷先へ提示する 注1：変更が生じた場合は届出を要します。 台帳更新し、県・該当市町村が共有 注2：登録出荷先以外への持込み禁止 <input type="checkbox"/> (3) 出荷品には検査済シールを貼付する。	1. 出荷品の確認 <input type="checkbox"/> (1) 販売単位毎に、以下記載事項を確認 ア 品目 イ 採取地 ウ 採取者住所・氏名 エ 検査番号 オ 検査済シール <input type="checkbox"/> (2) 産地表示は、市町村単位であるか確認 2. 流通対策 <input type="checkbox"/> (1) 台帳登録者の出荷品持込みであるか ※ 出荷制限地域からの持込禁止品でないか <input type="checkbox"/> (2) 市町村名の表示のないものを扱わない <input type="checkbox"/> (3) 不適切な持込みが確認された場合は、販売所所在市町村に報告する。
	大崎市	野生きのこ(なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ) こしあぶら			
	栗原市	野生きのこ(なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ) こしあぶら			
	登米市	こしあぶら			
	気仙沼市	野生きのこ(まつたけ)			

※ 出荷に当たり、不明な事項がありましたら、最寄り、若しくは販売店が所在する地域を管轄する県の地方振興事務所又は地域事務所へご連絡ください。